【別紙】

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例概要

1　保険料率の改定等

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき保険料率を改定するとともに、国民健康保険法施行令の一部改正（31.1.25 公布、31.4.1 施行）に伴い賦課限度額を引き上げる。

区　　分		現　　行	改　正　案
基礎賦課額	所　得　割	７．３２／１００ 〔賦課割合：56/100〕	７．２５／１００ 〔賦課割合：56/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	３９，０００円 〔賦課割合：44/100〕	３９，９００円 〔賦課割合：44/100〕
	賦 課 限 度 額	５８０，０００円	６１０，０００円
後期高齢者支援金等賦課額	所　得　割	２．２２／１００ 〔賦課割合：56/100〕	２．２４／１００ 〔賦課割合：56/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	１２，０００円 〔賦課割合：44/100〕	１２，３００円 〔賦課割合：44/100〕
	賦 課 限 度 額	１９０，０００円	現行どおり
介護納付金賦課額	所　得　割	１．５９／１００ 〔賦課割合：50/100〕	現行どおり 〔賦課割合：50/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	１５，６００円 〔賦課割合：50/100〕	現行どおり 〔賦課割合：50/100〕
	賦 課 限 度 額	１６０，０００円	現行どおり

2　保険料率の改定に伴う保険料の減額等の改正

国民健康保険法施行令の一部改正（31.1.25 公布、31.4.1 施行）に伴い低所得世帯の保険料の均等割額の減額に係る所得算定基準を改めるとともに、被保険者均等割の保険料率の改定に伴い均等割額から減額する額を改める。

区　分	現　　行			改　正　案		
	算定基準	被保険者１人につき減額する額		算定基準	被保険者１人につき減額する額	
７割減額世　帯	所得が３３万円を超えない世帯	基礎	２７，３００円	現行どおり	基礎	２７，９３０円
		後期	８，４００円		後期	８，６１０円
		介護	１０，９２０円		介護	現行どおり
５割減額世　帯	所得が〔３３万円＋２７万５千円×被保険者数〕を超えない世帯	基礎	１９，５００円	所得が〔３３万円＋２８万円×被保険者数〕を超えない世帯	基礎	１９，９５０円
		後期	６，０００円		後期	６，１５０円
		介護	７，８００円		介護	現行どおり
２割減額世　帯	所得が〔３３万円＋５０万円×被保険者数〕を超えない世帯	基礎	７，８００円	所得が〔３３万円＋５１万円×被保険者数〕を超えない世帯	基礎	７，９８０円
		後期	２，４００円		後期	２，４６０円
		介護	３，１２０円		介護	現行どおり

＊基礎：基礎賦課額
＊後期：後期高齢者支援金等賦課額
＊介護：介護納付金賦課額

3　施行期日

本年４月１日